

平成 21 年 12 月定例会代表質問

○土井りゅうすけ議員 自民党県議団を代表して質問いたします。

議場の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴のほどよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入ります。

質問の第 1 は、知事の政治姿勢について、3 点お聞きします。

まず 1 点目は、神奈川県知事としての公務のあり方について伺います。

このたび、天皇陛下におかれましては、ご在位 20 年をお迎えになられ、これを記念して先月 12 日に記念式典が開催され、全国の都道府県議会議長と知事が招待されましたが、知事にご欠席になられたということです。天皇陛下は我が国の象徴であり、この式典は国を挙げて祝意を表したものであります。

折しも、本県においては、日本の伝統文化を尊重し、日本人としての誇りを持ち、あわせて他国を尊重する心を育てる教育の一環として、県立高校における日本史の必修化に取り組んでいる最中でもあり、今回の記念式典は、そうした我が国の歴史に連なるものを児童・生徒に学んでいただく機会としても意義深いものだったのではないのでしょうか。

私の後ろに座られている国吉議長も、6 月定例会において議決された賀詞を奉呈するとともに、皇室のご慶事に、県民ひとしく慶賀にたえないところとして、お祝いを申し上げたところであります。もちろん、式典当日も神奈川県議会を代表してご出席され、多くの招待客とともに祝意を表されましたが、同席された他県の議長から、松沢知事はどうされたのかと聞かれたということです。

知事は、6 月定例会で、皇室のご慶事としてお祝いを述べられておりますが、報道されているところでは、記念式典の当日、県庁において公務をされていたということです。もちろん知事にはさまざまな公務があり、優先順位をつけて対応すべきことも多いと思いますが、国家のお祝いの行事を欠席するような何か特別な公務があったのでしょうか。

ちなみに、知事は、本年 1 月に行われた米国のオバマ大統領の就任式には、都道府県レベルでは松沢知事のみが招待されたとしてご出席されました。ということは、他国の慶祝行事には、招待されれば委員会が開催されていても出席し、我が国の慶祝行事には、招待されても、また、議会閉会中でも欠席されたこととなります。こうした事実を積み重ねていくと、知事は、公務の必要性の判断とは別に、知事自身への注目度を物差しとして、参加の可否を決めていると見られかねません。

そこで、知事に伺います。

知事の公務、特に慶祝行事への出席に関する基本的な考え方について、まず、お聞きします。また、今回の慶祝行事である陛下の記念式典を欠席されたのは、いかなる理由によるものなのでしょうか、あわせてお聞きします。

2 点目は、新政権発足に伴う事業展開について伺います。

国においては新しい政権が、8 月の総選挙で提示したマニフェストの実現に向けて、暫定税率の廃止、子ども手当の新設、高速道路や高校授業料の無料化などの施策展開を図ろうとしています。しかしながら、財源の確保について大変な困難をきわめていることはだれの目にも明らかであり、国には新たな地方負担を押しつけてくる姿勢すら見受けられます。

国は事業の無駄を洗い出す事業仕分けを実施し、下水道事業やまちづくり交付金事業などの地方移管や、地方交付税の抜本的な見直しなどが決定されました。しかし、国と地方の協議の場の法制化もいまだ実現していません。政権発足当初に、地元の意見を全く聞かず、突然中止を宣言したダム事業など、このような手法がマニフェスト至上主義と言われるゆえんではないのでしょうか。

当然、マニフェストは国民に提示した約束であり、尊重すべきではありますが、知事も明らか

にしているとおおり、地方財政が危機的な状況にあり、マニフェストだけを優先するのではなく、状況に応じて変更することや、事業に優先順位をつけることもまた当然であり、マスコミが実施している世論調査を見ても、それが多くの国民の声とも言えるのではないのでしょうか。このことは、県議会においても、たびたび松沢知事にも指摘してきたとおおりであります。

そこで、知事に伺います。

このようなマニフェスト至上主義ともとれる国の事業展開について、松沢知事は神奈川県知事として、どのように考えているのか、お聞きいたします。

3点目は、国による緊急経済対策の必要性について伺います。

内閣府発表の11月の月例経済報告では、景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとされ、一方で、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、デフレや金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとの見方が、あわせて示されたところであります。

政府がデフレを認定するのは2006年6月以来、3年5カ月ぶりで、物価下落による企業収益の減少や、それに伴う雇用環境の悪化など、今後、景気の二番底の到来も懸念されています。さらに、年末から年度末にかけて、企業の資金需要が最も旺盛な時期を迎える中、新型インフルエンザの感染拡大による企業経営への影響も大変危惧される所であり、その対応が求められるとともに、行政としては、そうした事態に的確に対応していくことが必要であります。

こうした中で、定額給付金や公共投資の積み増しといった前政権の経済効果は来年以降、薄れるという見通しや、新政権が経済の成長戦略を持たないまま、マニフェストに掲げたばらまき型の政策を強行しようとする姿勢を批判してマニフェスト不況を危惧する報道がなされています。前政権による緊急経済対策が一定の成果を見せ始めており、さらなる緊急経済対策を打ち出していくことが望ましいと考えます。

そこで、知事に伺います。

新政権によるマニフェスト不況を懸念する声が出始めていますが、県民生活の安心・安全を図るためにも、不況を克服し、より確かな景気回復に向けて、新政権は緊急経済対策を早急に打ち出していくことが必要だと考えますが、見解をお聞きします。

質問の第2は、国の予算編成に伴う本県への影響についてであります。

ただいま述べましたように、新政権によるマニフェスト至上主義によるマニフェスト不況が懸念されている中であって、本県への影響を確認していきたいと思えます。

初めに、本県の新年度予算編成への影響について伺います。

政府は、平成21年度第2次補正予算と新年度予算の財源を確保するために、第1次補正予算約2.9兆円の執行の見直しを決定しましたが、その後、見直しによって、21年度の国内総生産の実質成長率を0.2%程度押し下げる可能性が示唆されました。また、経済情勢次第では、景気対策として打ち出す第2次補正予算の財源に全額振り向ける可能性が示されるなど、新年度予算にも財源を振り向ける当初方針と大きく状況が異なっております。

また、新年度予算の概算要求では、国と地方の費用負担の問題が浮き彫りになった子ども手当について、費用負担は予算編成過程において検討するとされるなど、地方自治体にとってはいまだ予断を許さない状況にあります。子ども手当は、民主党のマニフェストで児童手当の5倍の支給額が示されていますので、児童手当と同じ条件と仮定しても、本県の負担額は700億円以上となり、新たな義務的経費の負担増加につながってまいります。

また、暫定税率が廃止されれば、本県では200億円以上の減収が見込まれると聞いております。そのほか、高校の授業料の無償化問題などもありますけれども、これら自治体の新年度予算編

成に与える影響が大きいと思われる政策の内容がいまだ明確にされておらず、新たな地方負担の増大につながる懸念もぬぐえません。

また、県内の市町村職員6名も評価者となっている行政刷新会議の事業仕分けでは、地方交付税制度の抜本的見直しが示されるなど、仕分け結果に対しては財務省主導、あるいは短時間のやりとりで結論を出すというやり方は乱暴だという批判も一部になされており、事業仕分けの結果は、本県のみならず自治体の新年度予算編成に及ぼす影響が非常に大きいと考えられますが、一方で、国の新年度予算にどのように反映されるのかが依然不透明でありますので、自治体予算に影響を与える未決定事項については、早急に国と地方の調整が必要であることは明らかであります。

国の新年度予算編成については、概算要求のやり直しや事業仕分けの実施など、状況は目まぐるしく動いており、本当に12月末に予算案が決定されるのか、非常に心配されるところです。

そこで、知事に伺います。

新年度予算に向け、国の状況が目まぐるしく動いていますが、本県の新年度予算編成への影響をどのように考えているのか、また、そうした影響に対して、どのように対処していくつもりか、あわせて伺います。

次に、本県予算等への影響について、個別に何点か伺っていきます。

まず1点目は、「地域医療再生計画」について伺います。

県では、地域における医療課題の解決に向けて実施する周産期や救急などの医療提供体制の確保と、その根幹である医師等の医療従事者の確保の取り組みについて、地域医療再生臨時特例基金を活用した施策・事業を地域医療再生計画（案）として取りまとめました。

ところが、この計画の財源として国の地域医療再生臨時特例交付金125億円を見込んで基金を造成する予定でしたが、同交付金の一部執行停止が突然国から示されたため、やむを得ず、50億円規模に計画を縮小せざるを得なかったとのことでした。

地域医療再生計画は、分娩取り扱い施設の増加を促すものや、ニーズの高いNICUの有効活用を図るための後方支援など、いずれも、これまでにない施策・事業を実施するものであり、その成果を大いに期待していたところです。しかし、計画規模の縮小に伴い、これまで予定していた老朽化や周産期医療機能の強化など、ハード面での対応が公的医療機関の再整備に位置づけられないこととなり、加えて、NICUの有効活用などの施策が大幅におくれることとなってしまいます。このように、本県が目指す地域医療の再生において、産科を初めとする医療人材の確保や救急医療体制の確保を図ることは、県民の生命に直接かかわるものであり、決して見過ごすことのできない重要な課題であり、積極的に取り組む必要があります。

そこで、保健福祉部長に伺います。

本年度の国の補正予算において、救急医療の確保や地域の医師の確保などの課題を解決するために措置された地域医療再生臨時特例交付金による本県の地域医療再生計画（案）について、国から規模縮小の指示を受け、提出をしたとの報告がありましたが、計画縮小により本県の課題解決にどのような支障が出るのか、また、こうした問題に対して、今後どのように取り組んでいくのか、あわせて伺います。

2点目は、新政権下における幹線道路の整備見通しについて伺います。

本県では慢性的な交通渋滞が発生しており、さまざまな活動に影響を及ぼしていますが、中でも、県の中央部で事業が進められているさがみ縦貫道路は、幹線道路が不足している県土の南北方向の連絡を強化するとともに、東名高速道路や現在事業中の新東名高速道路、国道246号バイパスなどと広域的な交通ネットワークを形成することで、地域間の交通を円滑にし、交通渋滞の緩和や産業経済活動の活性化などに寄与する極めて重要な路線であり、平成24年度的全線開通に向け

て、しっかりと整備を進めていかなければなりません。

また、インターチェンジ接続道路などの県が実施する幹線道路についても、さがみ縦貫道路への円滑なアクセス確保などの観点から、着実に整備を推進する必要があります。

こうした中、新政権は、マニフェストに基づき、公共事業費の大幅削減や高速道路の無料化、暫定税率の廃止などの新たな政策を次々に打ち出しています。しかし、多くの政策がまだ具体化されておらず、今後の道路整備がどのようになるのかといった不安の声も多く聞かれます。

また、国土交通省が行った新年度予算の概算要求の再提出では、道路整備予算が実質的に2割削減されたことから、県民生活に必要な道路整備に停滞や大幅なおくれが生じるのではないかと強い危惧を抱いています。特に、首都圏中央連絡自動車道の一部を構成するさがみ縦貫道路の整備がおくれた場合には、本県のみならず、首都圏全体の活性化や国際競争力の強化にも影響が及ぶと考えるので、大変な危機感を覚えています。

そこで、県土整備部長に伺います。

新政権のもと、県内の幹線道路の整備遅延が懸念されますが、さがみ縦貫道路の平成24年度の全線開通に向けた見通しと、県が実施する幹線道路整備の取り組みについてはどのように考えているのか、お聞きします。

3点目は、高校生に対する経済的支援について伺います。

教育委員会では、長引く景気の低迷を受け、これまでの授業料の減免に加え、高校生への経済支援として、本年4月にさかのぼって、奨学金制度の成績要件の緩和を行ったところであります。また、国においては、さきの総選挙で民主党が示したマニフェストを踏まえ、授業料を公立高校で実質無償化に、私立高校においても負担軽減を図るべく取り組みを進めるとともに、従来の奨学金に加え、入学時に必要な経費などを対象とした就学支援策として、返済義務のない給付型の奨学金を導入するための予算を要求したと報じられておりますが、現在に至っても制度が明らかにされていません。

高校進学を希望する中学生や、現在、高校生のいる世帯では、来年度の奨学金を初めとした経済的支援の内容は、進路の選択や就学上、大きな関心事であり、制度の内容が明らかにならないことが進路選択にも影響を及ぼしかねないのではないかと懸念しております。

そこで、教育局長にお伺いします。

県教育委員会では、高校進学の奨学金の受給資格の審査を入学前に切りかえたことは承知していますが、このように生徒、保護者が不安を募らせている状況をどのように受けとめているのか、また、今後、国に対し、どのように働きかけていくのか、あわせて見解を伺います。

4点目は、平成22年度に向けた地方税財源の確保について伺います。

先般、今後5年間の本県の財政収支の推移が示されましたが、この試算では、今後5年間の本県の財源不足の合計額は1兆400億円となり、22年度は1,250億円という巨額の財源不足であります。さらに、23年度以降は、実に毎年度2,000億円を超える財源不足に陥るということでもあります。

県当局の説明によれば、景気低迷による県税収入の落ち込みがとまらない一方で、公債費、介護・措置・医療関係費などの義務的経費の増加が続くことが予測され、厳しい財政状況に歯どめがかからないということでもあります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく実質赤字比率の財政再生基準が、21年度の本県では約630億円と聞いていますので、22年度は基準値の2倍、23年度以降では3倍を上回る額となります。今回の財源不足額がいかに巨額であるかということが改めて認識できます。

そうした中で、子ども手当や国の事業仕分けの結果などにより、このままでは地方の財政負担

が増加する一方で、十分な財政措置が講じられるのか不明であるなど、国の新年度予算編成については、依然として不透明な部分が多く、地方自治体の予算編成への影響が大変危惧されております。

本来、国と地方の役割分担を明確にするという基本に立って、その上で地方税財源の充実強化が早急に望まれるところでありますが、とりわけ、県が示した平成 22 年度の財源不足がさらに拡大することも大いに懸念されるといった事態を踏まえて、当面の地方財政対策が講じられる必要があります。

そこで、政策部長に伺います。

22 年度の財源不足対策として、行政改革による徹底した内部経費の圧縮に努めることは当然のことであるとしても、一方で、地方税財源の確保に向けた取り組みが不可欠であると考えますが、現在まで、国に対し、どのような働きかけを行ってきたのか、お聞きします。

質問の第 3 は、地方分権改革についてであります。

11 月 9 日に、地方分権改革推進委員会が最終勧告となる第 4 次勧告を取りまとめ、鳩山首相に提出しました。新政権では地域主権改革を最重要課題と位置づけ、地方への義務づけ・枠づけの見直しについて、地方分権改革推進委員会の勧告で挙げられた約 4,000 項目の見直しを最低目標であると主張しておりました。しかし、その主張にもかかわらず、11 月 5 日に政府が公表した義務付け・枠付けの見直しの回答状況では、地方分権改革推進委員会の勧告の中にあつた地方要望分の 104 項目の中でさえも、勧告どおりに見直すとされたのは、公営住宅の整備基準など 28 項目にとどまっているなど、新政権の対応は全く期待外れの内容となっております。

また、新政権は、地方分権改革推進委員会からの最終勧告を受けた後、首相直属の地域主権戦略会議を設置し、そこで新政権の目指す地域主権を実現していく上での課題を具現化し、政治主導で進めるとしております。しかしながら、これまではかけ声ばかりで、改革全体の工程がいまだに明らかになっておらず、改革が実行できるのか危惧しています。

高齢化や人口減少など社会状況が大きく変化しており、地方分権改革の実現は、地域再生の観点からも待ったなしの課題です。新政権においては、地方分権改革推進委員会の勧告の実施はもとより、多岐にわたる課題の解決に向けて、速やかに政府を挙げて改革に取り組む強い意気込みがなければ、根強い抵抗がある中、真に必要な地域主権改革など実現できるものではないと考えます。

そこで、知事に伺います。

最近の動きを踏まえ、地方分権改革の現状について、知事はどのように評価しているのか、また、真の地方分権の推進に向けて、我々地方の立場から積極的な働きかけが必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、あわせてお聞きします。

次は、警察官の増員についてであります。

平成 21 年 4 月 1 日現在における本県警察官一人当たりの負担人口は 576 人であり、警察刷新会議が示す負担人口 500 人程度にするためには、依然として約 2,300 人が不足している状況にあると聞いています。一方で、本年 7 月の推計人口が 900 万人を超えたことが明らかとなり、今後も増加傾向が予想されています。

また、来年 5 月には天皇皇后両陛下ご臨席による第 61 回全国植樹祭が開催され、さらに来年 11 月に横浜で A P E C 首脳会議が開催されるなど、警備等の万全が期されています。

さて、県警察では、これまで警察官の不足を補うため、職員の再配置や交番相談員などの非常勤職員の活用など、さまざまな取り組みで対応していると聞いております。平成 20 年には刑法犯認知件数も増加に転じ、昨今の治安情勢をかんがみると、もはや限界の域に達しており、増員によらなければ治安の悪化を食いとめられない危機的な状況まで来ているのではないかと感じています。

このような状況から、県議会としても、さきの9月定例会において警察官の増員を求める意見書を可決し、国に提出しました。県民の安全・安心を守ることは非常に重要なことであり、また、22年度の概算要求で警察庁は全国地方警察官の増員を要求していると承知しています。

そこで、警察本部長に伺います。

県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、マンパワーを最大限に発揮して、県民の安全・安心を確立することが急務であると考えますが、警察官の増員に関して警察本部長の見解をお聞きします。

次は、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」についてであります。

社会の成熟化に伴い、県民の意識も物質的な豊かさだけでなく、自分に合ったライフスタイルを求めるなど、心の豊かさを求める傾向が強まってきております。こうした県民意識の高まりを背景として、ボランティアやNPOといった、公益を目的とする市民の自主的・主体的な活動が非常に活発になってきており、その活動の分野も、福祉、環境、まちづくり、国際協力など多岐にわたっています。今や、NPOを初めとするボランティア団体等は、地域社会の新たな公共の担い手として重要な役割を担うようになっておりますが、さまざまな地域の課題の解決を図っていくためには、こうした活動への支援が不可欠になっております。

本県でも、岡崎知事の時代から、全国に先駆けて、県民活動サポートセンターの開設やボランティア活動推進基金 21 の設置など、ボランティア活動の支援施策を積極的に展開してきました。今回提案された条例案は、これまでの取り組みを踏まえ、協働型社会づくりに向けて、NPOといったボランティア団体等と県との協働を効果的に推進することが重要であるとして、協働の推進とボランティア活動の促進に関する施策を位置づけるとともに、ボランティア団体等と県が協働事業を行う際のルールなどを主な内容とし、さらには、ボランティア活動の促進施策の位置づけを明確にするなど、協働をより一層推進していくための見直しを図ったと聞いています。

また、ボランティア団体等への寄附を促進するための税制上の優遇措置の充実が求められているため、税制度の整備が施策として位置づけられています。これには市町村との調整などの課題もありますが、実現に向けて積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

そこで、知事に伺います。

この条例案の基本的な考え方は理解できますが、ボランティア団体等と県との協働をより一層推進していくため、この条例を制定することで、どういう効果があるのか、見解を伺います。

次は、地球温暖化対策について2点お聞きします。

1点目は、県独自の炭素税の導入についてであります。

今年3月に、神奈川県地方税制等研究会が取りまとめた低炭素社会の実現に貢献する神奈川県独自の税制に関する検討結果報告書では、県独自に炭素税を導入する意義として、県内のCO₂削減効果が期待できる、あるいは、国における炭素税導入の議論を促進させるという意味でフロントランナーとしての意義があるなどの指摘がされております。

しかし、そもそも県独自で炭素税を導入したとしても、果たしてどれだけの効果があるのか疑問でありますし、厳しい経済情勢のもとで、県内企業や県民だけに過度な負担が生じ、地域経済に大きな停滞を招いてしまうのではないかと強く懸念しているところであります。

県が今年7月に実施した県民や経済団体を対象としたアンケートの結果を見ても、県独自の炭素税導入については、反対意見が賛成意見を上回っています。反対の理由としては、炭素税は全国一律で導入すべきであり、県単独ではCO₂の削減効果が期待できない、という回答が一番多く、そのほかにも、家計の負担がふえる、あるいは企業の負担がふえ、競争力が低下したり、県外流出が進むといった意見が多く寄せられており、今、私が申し上げたような懸念を多くの県民や経済団

体も感じています。

また、企業や家計を取り巻く経済情勢も、先ほど述べたように、景気の先行きには依然として下振れ懸念が根強く、二番底を迎えるおそれがあります。

こうした中で、鳩山政権は、地球温暖化対策税の導入を政権公約に掲げ、現在、政府税制調査会において、その具体化に向けた議論が行われるなど、全国一律の炭素税導入に向けた検討が本格化しています。

そこで、知事に伺います。

知事は、本年6月定例会における我が党の佐藤光議員の質問に対し、県独自の炭素税については、国の動向を十分注視するとともに、県民・経済団体の意見や経済情勢などを踏まえて慎重に検討していくと答弁されていますが、以上申し上げたような諸状況を踏まえ、県独自の炭素税の導入についてどのように考えているのか、改めて知事の見解を伺います。

2点目は、県の温室効果ガス削減の中期目標について伺います。

9月定例会で示された「県地球温暖化対策計画」骨子(案)の中で、温室効果ガス削減の中期目標を、政府の中期目標と同様に、2020年までに、総排出量を1990年比で25%削減するということが提案されました。これまで県民に公表し、取り組んできた「地球温暖化対策地域推進計画」では、当初、2010年の県内の二酸化炭素総排出量を1990年比でマイナス6%とすることを目標にしていたのですが、その後、国の京都議定書目標達成計画において、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素についての削減目標がプラス0.6%とされたことなどを踏まえて、排出量を1990年と同じ水準とするよう見直しを行ったと承知しています。

このような中、本年5月に公表された二酸化炭素の排出量推計では、2006年の確定値で10.2%、2007年の速報値に至っては18.4%と大幅に増加しており、温室効果ガス全体で見ても約12%増加しています。この要因として、原子力発電所の事故による影響が大きかったことは承知していますが、排出量が大きく増加している状況で、現在の目標の達成についてはどのように見込んでいるのでしょうか。また、今回の中期目標の設定に当たっては、国が削減目標を25%にしたから県も同様にすべきであるというような安易な考え方に思えますが、県ではこれまでもこのような考え方で目標を設定してきたのでしょうか。

そこで、知事に伺います。

今回の温室効果ガスの中期削減目標の設定に当たり、まず、現在の目標達成をどのように見込んでいるのか、また、目標の設定について、県として、どのような考え方の整理を行ったのか、さらには、その目標達成の見込みをどのように考えているのか、あわせてお聞きします。

次は、仮称ですが、「遺伝子組換え作物交雑等防止条例」素案についてお聞きします。

遺伝子組換え作物交雑等防止条例については、9月県議会定例会において、条例骨子案が示されたところであります。

遺伝子組み換え技術については、従来の品種改良技術とは異なり、種にとらわれることなく、有用な遺伝子を幅広い生物の中から選んで利用することができ、農業分野においては、除草剤の影響を受けない大豆や西洋菜種、害虫に強いトウモロコシなどが実用化され、世界各国で栽培されるなど、これまでの品種改良の可能性を大きく広げることができる技術であると思われれます。

食品や飼料としての安全性については、それぞれ関係法令に基づき、科学的な評価を行い、人や家畜が食べても問題のないものだけが栽培や流通・販売される仕組みとなっておりますが、遺伝子組み換え作物や食品に対しては、各種アンケート調査などの結果を見ると、依然として多くの県民、消費者が漠然とした不安を抱えています。

また、遺伝子組み換え作物の栽培に係る措置がない中で、遺伝子組み換え作物が栽培され、従

来の一般作物と交雑、混入した場合には、そもそも生産者にはそのことがわからず、必要な食品表示もないまま出荷・販売されてしまい、表示によって食品を選択する県民と生産者の信頼が損なわれるおそれがあることから、必要な措置を講じることが求められています。

このため、平成21年7月に公布・施行された「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」には、遺伝子組み換え作物との交雑の防止等のための助言、指導など必要な措置を講ずることが規定され、この条例に基づいて「神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(案)」が示されたところであります。

さらに、本定例会において、新たに罰則規定等を含めた遺伝子組換え作物交雑等防止条例の素案が報告されると伺っています。

そこで、知事に伺います。

さきに報告のあった神奈川県遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン(案)に加えて、この条例化を目指す知事の基本的な考えについてお聞きします。

次は、新型インフルエンザ対策についてお聞きします。

厚生労働省の10月末の発表によると、10月18日から24日までの1週間で学級、学年、休校措置をとった教育関係施設が過去10年間で初めて1万施設を超え、そのほとんどが新型インフルエンザが原因とされています。さらに、翌10月25日から31日までの1週間では、全国で1万7,000施設を超え、過去10年の最高を更新し、中でも、本県では1,429施設と全国最多とされ、11月5日にはインフルエンザ流行警報が発令されました。

また、医療従事者や妊婦、基礎疾患を有する方などから順にワクチン接種が行われていますが、接種開始当初は全国的にワクチンの供給不足が言われておりました。

そこで、知事に伺います。

本県におけるインフルエンザに関し、県民の皆様にお伝えすべき最新の状況、また、ワクチン接種の進捗状況について、受験期を控えた中高生や優先されていない一般の県民への対応も含め、現在の課題とその対応についてお聞きします。

次は、在宅重度障害者等手当支給削減に伴う新たな地域生活支援施策について伺います。

6月定例会で、「かながわの障害福祉グランドデザイン」の実現に向け、地域生活支援施策の今後の取り組みの基本的な方向を示した「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱案」が報告され、「神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例の一部を改正する条例」について、経過措置を1年延長し、平成23年度までとする修正案が可決されました。厚生常任委員会では、22年度の障害者地域生活支援施策の事業規模が見込みとして16億円程度になるとの推計値が当局から示されるなど、徹夜に及ぶ真摯な議論が行われ、意見を付して可決されたことは記憶に新しいところです。

この条例改正により、手当の支給対象者が在宅で常時介護を必要とする重度重複障害者などに重点化されるため、現行の約13万人から約8,000人規模になると見込まれ、現在の受給者の多くが支給対象から外れることとなりますので、こうした方々の理解を得るためにも、当局は、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の基本的な方向に沿って、着実に地域生活支援の充実に向けた取り組みを進める必要があります。また、県議会としても、しっかりとチェックすることが求められています。

国では、障害者自立支援法の改正法案が廃案となり、障害者自立支援法を廃止し、障がい者総合福祉法を制定する方向が示されていますので、障害者の方々にとっては、障害福祉サービスの行方とともに、在宅重度障害者等手当にかわる地域生活支援の充実が本当に実現するのか、不安を抱かれています。

そこで、知事に伺います。

さまざまな状況の変化がある中で、かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱に基づく取り組みについて、今後、当初予算編成の中で詰めていくとのことですが、現時点でどのような施策に具体的に取り組もうとしているのか、見解を伺います。

次は、雇用対策についてであります。

雇用の回復はその兆しが見え始めているものの、失業率は依然として5%を超える大変厳しい状況で推移しています。中でも、若年者層の失業率を見ると、国の本年9月時点での調査では、15から24歳までが9.8%、25から34歳までが7.3%と、他の世代に比べると突出しており、我が国の税や社会保障を担い、次世代を育成する中心的な世代に大きな打撃を与えていると言わざるを得ない状況が続いています。

経済協力開発機構の雇用状況に関する報告書の分析でも、1990年代の景気低迷期、いわゆる失われた10年以来、若年層は我が国の労働市場で安定した足場を築くことが難しくなり、この経済危機で状況はさらに悪化しているとしています。

また、障害者雇用についても、先月末に、神奈川労働局より2009年6月1日現在の県内民間企業での雇用状況が発表されましたが、県内企業の障害者雇用率は1.57%で、法定雇用率の1.8%、また全国平均の1.63%をそれぞれ下回る数字にとどまっています。昨年12月には改正障害者雇用促進法が公布され、労働団体、使用者団体、行政の3者で構成する神奈川県障害者雇用推進連絡会が、平成22年6月現在の雇用率を1.92%とする数値目標を設定し、大手企業への働きかけなどに取り組んでいます。厳しい雇用情勢の中、県庁内でも一部に目標が達成できていない状況となっています。

県では、かながわ若者就職支援センターでの一人一人の若者に就職の悩みや相談に応じるキャリアカウンセリングの実施や、来年10月に開催される技能五輪全国大会・全国障害者技能競技大会などに向けた取り組みなど、若年者、障害者向けの対策を行っていることは承知していますが、地域の実情を踏まえ、さらに実効性のある取り組みの推進が必要となっております。

そこで、知事に伺います。

依然として厳しい雇用情勢が続いていますが、今後、国と連携しながら、若年者や障害者の雇用の促進に向け、具体的にどのように取り組んでいくのか、お聞きします。

最後の質問になりますが、インベスト神奈川の今後の取り組みについて伺います。

中小企業を取り巻く環境は、年末を迎え資金繰りの悪化が心配されるなど、一段と厳しさが増えています。危機的状況を克服するためにも、県内経済の活性化を促進し、産業部門の元気を取り戻すことが必要であります。企業誘致の取り組みは、地域産業の活性化や、雇用や県税収入への影響などのほか、固定資産税の増などによる市町村支援効果が見込まれるわけですが、昨年来の世界的な景気後退と重なり、従来から言われていた投資効果があらわれていないと考えます。

インベスト神奈川は来年3月で申請の受付を終了することになりますが、知事は、企業誘致の取り組みは今後も引き続き取り組んでいく必要があるとの認識を示しました。しかし、このような経済環境の中で、本県の財政状況を踏まえると、従来のような多額の財政負担を伴う助成制度は廃止すべきであり、今後はいかにお金をかけずに企業誘致に取り組むのかといった工夫が必要であると考えます。

そこで、知事に伺います。

インベスト神奈川終了後の企業誘致施策では、どのような視点で企業誘致に取り組むつもりなのか、見解を伺います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○知事（松沢成文） 土井議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、私の政治姿勢について何点かお尋ねをいただきました。

まず、慶祝行事への出席に関してのお尋ねです。

天皇陛下が本年ご在位 20 周年を迎えられたことはまことに喜ばしいことであり、これまで私自身も慶祝の意を表させていただくとともに、機運を盛り上げるために、県民の皆様と一緒にさまざまな慶祝行事にも取り組んでまいりました。

慶祝行事を含め、私の公式行事への出席につきましては、限られた時間の中、事業内容や県の施策とのかかわりなどを見きわめながら、具体的に判断しております。

お尋ねの 11 月 12 日に開催の「天皇陛下御在位 20 年記念式典」につきましては、スケジュールが固まり、正式なご案内が届きましたのが 10 月 23 日のことでした。その時点では、既に当日の同じ時間帯に私が出席しなければならない重要な公務が入っておりました。そこで、記念式典への出席につきましては、まず、本年 2 月に天皇皇后両陛下が葉山御用邸へご来県の際、ご在位 20 周年とご成婚 50 年について、900 万県民を代表して、私から両陛下へ直接お祝いの言葉を申し上げたこと、そして、10 月 25 日にパシフィコ横浜で開催の「天皇陛下御即位二十年奉祝神奈川県民の集い」には、私も出席し祝辞を述べる予定であったことなどを考慮して、記念式典にはやむを得ず欠席させていただきました。このような状況のもとでは妥当な判断であったと考えております。

次に、マニフェストと国の事業展開に関するお尋ねをいただきました。

さきの総選挙は本格的なマニフェスト選挙であり、民主党を初めとする主要政党はすべてマニフェストを掲げて選挙に臨み、その結果、有権者は政権交代を選択いたしました。

マニフェストは有権者に対する明確な公約であります。すなわち、まず認識していただきたいのは、民主党を中心とする新政権にはみずから掲げたマニフェストを単に尊重するのではなく、実現する責任があるということであり、マニフェスト至上主義という言葉が具体的にどのような姿勢を示しているのか、ご質問だけでは判断がつかねますが、政権政党がマニフェストに掲げた施策の実現に全力を挙げていくことは、民主政治の基本であると考えます。

確かに新政権が進めようとしている施策の中には、各方面に議論を呼んでいるものも少なくありません。例えば、子ども手当への地方負担導入の動きがありますが、そもそもマニフェストでは地方負担は全く想定されていませんでしたし、こうした対応は地方の自主財源を大幅にふやすというマニフェストにも反するものでもあります。

私は新政権に対しては、マニフェストを優先しようという姿勢を問うのではなく、むしろマニフェストを誠実に実現していくことを求めたいと思います。もちろんこれと同時に現下の厳しい経済・雇用環境に対応するため、マニフェスト以外にも時宜に応じた的確な施策を展開することもまた当然であります。そして、限られた財源の中で、これらの政策をどのようにバランスをとりながら実現していくべきなのかは、新政権が国民の声に十分耳を傾けるとともに、国会の場において徹底的に議論していただくべき課題と認識しています。

次に、国による緊急経済対策の必要性についてお尋ねをいただきました。

国においては、我が国が直面する厳しい経済・雇用情勢に対処するため、去る 10 月に首相を本部長とする緊急雇用対策本部を設置し、離職者への支援と雇用の創出を柱とする緊急雇用対策がまとめられ、その内容に基づいた取り組みが進んでおります。また、中小企業の資金繰り支援枠の拡大やエコポイント制度、エコカー購入補助金の延長、さらには、雇用調整助成金の支給要件緩和

などを盛り込んだ新たな経済対策が、間もなく閣議決定されるものと承知しております。こうした一連の動きは、昨今の厳しい経済・雇用情勢を踏まえた国としての対処のあらわれと受けとめております。

しかしながら、既に地方では求職者の各種相談に応じるワンストップ・サービス・デイへの実施協力や中小企業の経営支援など、国の施策を活用した切れ目のない対策を進めているところであり、国の新たな対策の実施に当たっては、こうした地方の取り組みを十分に踏まえることが重要であります。

そこで、全国知事会では、私をリーダーとする景気雇用地域活性化プロジェクトチームを設置し、国が行うべき具体的な施策の内容や手法に関して、地方の共通する意見や提言を取りまとめ、先月、政府に対して要望活動を行ったところであります。

今後、年末から年度末にかけては、デフレや円高など新たな不安要因も抱えており、景気の先行きは依然として不透明であります。こうしたことから、政府に対しては、即効性の高い雇用対策に加え、金融セーフティネットの確保など、一日も早い、より確かな景気回復に向け、具体的な緊急経済対策に全力を挙げて取り組むよう強く求めてまいります。

次に、国の予算編成に伴う本県への影響等についてお尋ねをいただきました。

現在、新年度予算に関してさまざまな報道がなされておりますが、その中でも本県予算への影響が危惧される主なものとして、子ども手当の創設、高等学校授業料の無料化、暫定税率の廃止などがございます。

例えば、子ども手当につきましては、地方にも負担を求める閣僚発言がありまして、仮に現行の児童手当と同じ地方負担割合とした場合、本県の負担額は初年度で約 500 億円、平準化されますと約 1,000 億円と推計されます。また、暫定税率の廃止につきましても、本県では 200 億円近い実質の減収が見込まれます。

このように、これらの事案が報道どおり実施されますと、その影響額は極めて大きなものがありますので、地方への財源措置が同時に講じられなければ、財政再生団体の危機に陥りますし、本県では対応することは全く不可能であります。断じて認めるわけにはいきません。

また、スケジュール面でも、事業仕分けで検討されている事業を含めて、年内に国の予算案として示されなければ、地方交付税などの財源や国庫補助事業などを予算計上することができず、本県の予算編成そのものが困難な状況に陥ってしまい、県民生活に大きな影響が出るおそれがあります。

これらは全国共通の問題でありますので、全国知事会を通して、地方の実情を十分理解し、地方と合意した上で進めるよう、国に再三申し入れを行っているところであり、今後とも強力に要請を続けてまいります。

次に、地方分権改革についてお尋ねがございました。

まず、地方分権改革の現状についての評価でございます。

今期の地方分権改革は3年目を迎え、政府の地方分権改革推進委員会からは、既に4次にわたる勧告が提出されましたが、霞が関の官僚を中心とした抵抗もあって、全体的には踏み込み不足の感が否めない状況でございます。

こうした中、新政権はかねてより本県が目指しております地域主権の実現を最重要政策の一つに掲げており、また首相が議長となる地域主権戦略会議を設置するなど、地域主権改革を政治主導で進めていく姿勢は評価をしております。

しかしながら、地方自治体に相談もなく、地方財源に大きな影響を及ぼす発言が主要閣僚から相次ぐなど、政府全体の対応には懸念もありますので、地方として、今後の対応をしっかりと注視し

ていかなければならないと考えているところであります。

次に、今後の取り組みでございますが、地域主権改革は国と地方の関係を抜本的に転換するものであることから、従来型の政府への要望ではなく、当事者である地方の側から主体的かつ建設的な提案を行っていくことが一層重要になると考えております。

こうした考えから、私は地方分権改革の理念や工程などを定める地域主権改革推進法の制定や、現行の地方自治法を抜本的に改正して、地方自治の本旨や基本的枠組みを定める地方自治基本法を制定することなどを積極的に提案しているところであります。

今後、地域主権の実現に向けては、地方団体が一致団結して行動することが不可欠でありますので、全国知事会や八都県市首脳会議などとの連携を強化いたしまして、国への働きかけを一層強め、全力で取り組んでまいります。

次に、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」についてのお尋ねをいただきました。

本県では、これまでNPOなどのボランティア団体等への支援や、NPOと県とがお互いの立場を尊重しながら、協働して地域の課題解決を図る事業に積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、依然としてNPOの多くは資金や人材の面で課題を抱えており、また県の側にはNPOを対等な協働の相手方と見る認識が十分でないケースもあるため、協働を推進する取り組みを強化していく必要がございます。

そこで、この条例では、まずNPOと県とが協働事業の企画立案、実施、評価というすべての段階において協議を行い、目的、役割分担などを明確にした協定、イギリスではコンパクトと呼ばれておりますが、この協定を締結した上で成果を相互に評価し、公表するというルールを双方の努力義務として定めることで、対等性を担保し、透明性を高めることといたしました。

まず、このルールはお互いの立場を尊重した協議を求める根拠となり、両者の誠実な協議が深まることが期待できます。また、協働事業の手法や成果が定着、浸透することによって、実施段階のみの協働が企画段階からの協働になるなど、協働事業の充実と拡大が図られることになると考えています。

さらに、この条例には、提案制度など、協働の推進に関する施策に加え、資金や人材面での支援など、協働を支えるボランティア活動の促進に関する施策も位置づけて、それらを安定的・継続的に推進することで、地域課題の解決が図られ、ひいては協働型社会づくりの進展につながるものと考えております。

次に、県独自の炭素税の導入についてのお尋ねをいただきました。

本県独自の炭素税につきましては、国での炭素税導入議論を促進させるとともに、本県の地球温暖化対策推進のための財源の確保をねらいとして検討しているものであります。しかしながら、本来、炭素税は地球温暖化対策という国家的な課題に対応するための税制でありますので、国レベルで導入することが望ましいと考えております。

さきの6月定例会では、そうした観点から国の動向を十分に注視し、県民や経済団体のご意見などを踏まえて慎重に検討していく旨のご答弁をさせていただいたところであり、その後、県民や経済団体へのアンケートを実施し、結果を分析するなど、検討を重ねてまいりました。

このアンケートの結果を見ますと、県独自の炭素税導入については、反対意見が賛成意見を上回っており、反対の理由としては、炭素税は全国一律で導入すべきという意見が最も多く寄せられております。

一方、国ではここにまいりまして、すべての化石燃料を課税対象とする地球温暖化対策税や都道府県が課税する地方環境税、さらには自動車重量税と自動車税を一本化する環境自動車税など、

全国一律の環境税制についてさまざまな視点から議論が行われており、導入に向けた動きが急速に強まっているところであります。

このような状況を踏まえ、県独自の炭素税につきましては、当面、その導入を見送ることが妥当ではないかと考えております。なお、県財政は危機的状況にありますので、引き続き、超過課税など課税自主権を活用した財源確保策について検討を進めるとともに、国で検討しております環境税制につきましても、地方税源の充実や賦課徴収事務の効率化等の観点から、県としての考え方をまとめ、積極的に提案してまいりたいと考えております。

次に、県の温室効果ガス削減の中期目標についてのお尋ねがありました。

まず、2010年の削減目標の達成見込みについてであります。2008年度の全国のCO₂排出量の速報値が先月公表されており、前年度と比較して6.5%減少していることから、2007年に増加した本県のCO₂排出量も減少に向かうと見込んでおります。

しかし、2010年に1990年の水準まで削減するという目標の達成は、1990年と比べて世帯数や事務所等の延べ床面積が大幅に増加していることもあり、現時点では依然として厳しいものと考えております。

次に、2020年の中期目標の設定の考え方についてですが、政府が決定した削減目標は、既に国連気候変動サミットで表明されておりますので、県の地球温暖化対策計画の骨子案には、これを踏まえて目標を位置づけたものであり、国の目標をもとに検討するという考え方は現行の計画と同様であります。

国の削減目標については、来週から開催されるCOP15において国際交渉が始まりますので、その状況を注視するとともに、現在、政府が行っている部門別の削減内訳や対策などの検討結果を本県の状況に当てはめて分析し、目標数値について必要な調整を行ってまいります。

また、中期目標の達成見込みについてですが、まずは国において目標達成のための実効性のある施策が講じられるものと考えておりますので、それに加え、県、市町村、県民、事業者等のすべての主体の取り組みにより、目標達成を図ってまいります。

次に、「遺伝子組換え作物交雑等防止条例」、これは仮称ですが、この基本的な考え方についてのお尋ねがありました。

遺伝子組み換え作物が周辺の農業者に知らされないまま栽培された場合、農業者は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）及び食品衛生法に基づく適正な食品表示ができないことから、県内産農産物に対する県民の信頼が損なわれることとなります。

また、栽培が周知されていても、交雑や混入を防止するための措置が講じられていない場合には、周辺の作物は遺伝子組み換え不分別という食品表示をしなければならず、商品価値の低下などによって農業者が経済的な被害を受けるおそれがございます。特に有機農産物や有機畜産物のための飼料などでは、遺伝子組み換え技術の利用が一切認められていないことから、その被害は大きなものとなります。

これに対して、「食の安全・安心の確保推進条例」では、交雑等の防止に必要な措置について、県が助言・指導を行うこととしており、こうした行政指導の指針として、「遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン」案の作成を進めております。

しかしながら、食の安全・安心の確保推進条例では、行政指導に頼らざるを得ず、農業者の経済的な被害を回避し、生産上及び流通上の混乱を防止することが困難であります。

そこで、強制力を持った対策を講ずる必要がありますので、遺伝子組み換え作物の栽培計画の届け出、交雑等の防止措置、周辺の農業者等に対する説明会を義務づけるとともに、罰則などを定めた条例を制定していきたいと考えております。

次に、新型インフルエンザ対策についてのお尋ねがございました。

インフルエンザの年齢別の感染状況を見ますと、11月に入り、9歳以下の患者の割合が6割を占めるなど、低年齢化の傾向が続いております。こうした傾向は全国的にも同様であり、とりわけこの年代の重症患者発生率が最も高くなっておりますので、保護者の方にはお子さんの体調にご注意いただき、けいれんなどの症状が見られた場合には速やかな受診を呼びかけております。

次に、ワクチン接種の進捗状況と現在の課題と対応についてでございます。

本県では、優先接種対象者について、順次接種を実施しており、12月7日からは当初の予定を前倒しして、1歳から小学校3年生までの健康な小児を対象とした接種を開始することとしております。

また、中高生につきましては、来年1月から接種開始予定としておりましたが、特に受験期を控えた生徒さんにつきましては、さらなる接種時期の前倒しに向け、現在、関係団体と鋭意調整を行っているところであります。

なお、接種が優先されていない一般の県民の方につきましては、国から明確な方針が示され次第、適切に周知を図ってまいります。

ワクチン接種の課題といたしましては、ワクチンの量的な確保とともに、接種に伴う副反応の発生がございました。ワクチン接種には、重症化防止効果が期待される反面、副反応のリスクもありますので、県民の皆様にご理解いただいた上で接種を受けていただけるよう、適時適切に情報提供を行うなど、ワクチンの円滑な接種に向けてしっかりと取り組んでまいります。

次に、「障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に基づく来年度の具体的な取り組みについてお尋ねをいただきました。

プログラム大綱は、施設、病院から地域へという理念のもとに、障害者の地域生活移行を円滑に進める上でのさまざまな課題を解決するため策定したものであり、着実にその取り組みを具体化し、推進する必要があります。

そこで、来年度は基盤整備、仕組みづくり、人づくりの三つの柱のもとで取り組みを進めてまいりたいと考えております。

現在、予算編成作業中であり、確たるものを申し上げられないところでありますが、例えばグループホームなど、設置、利用の促進を図るため、事業者が行うバリアフリー化等への支援の拡充や、相談支援事業所の相談担当職員への支援を行う人材の育成などの拡充、さらには医療的ケアが必要な重度障害者等を支援するホームヘルパーに専門的な知識や技術を習得していただくための研修などを検討しております。

いずれにいたしましても、プログラム大綱の方向に沿って、だれもが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向け、障害者の地域生活支援の充実にしっかりと取り組んでまいります。

次に、若年者や障害者の雇用促進に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

まず、若年者雇用の取り組みですが、本県ではかながわ若者就職支援センターにおいて、さまざまな支援に加え、国と連携し、企業の人事担当者による模擬面接会や企業向けの雇用に関する支援制度の説明会を実施しているところです。今後は、支援センターのキャリアカウンセラーを県内4地域に派遣して、就職活動の悩みに応じる若者のための働き方相談を実施するなど支援の拡充を図り、一人でも多くの若年者が就職に結びつくよう取り組んでまいります。

次に、障害者雇用の取り組みですが、本県の雇用状況については、前年に比べ改善したものの、依然として法定雇用率に達しておらず、厳しい状況にあります。

こうした中、県では、障害者雇用の一層の促進に向け、本年度神奈川県障害者雇用推進連絡会

による大手企業への働きかけを昨年度の 80 社から 110 社に拡大して取り組みを強化しております。

また、障害者雇用促進法の改正を受けて、今年度新たに県内の中小企業約 2,700 社を本年 10 月から来年 3 月にかけて訪問し、改正内容や各種支援制度を周知しながら、障害者雇用に対する理解を深める事業に取り組んでおります。

今後は、こうした雇用の促進に加え、就労後の職場定着を推進するため、障害者ジョブコーチの養成などにも取り組み、本県が来年 6 月 1 日の目標に掲げる事業所所在地集計の雇用率 1.92% の達成に向け、取り組みを一層強化してまいります。

最後に、インベスト神奈川終了後の企業誘致施策についてお尋ねをいただきました。

これまでインベスト神奈川の取り組みにより、6,300 億円を超える県内投資が実現し、国が毎年実施する工業立地動向調査においても、この間、研究所の立地件数が全国第 1 位となるなど、本県が政策目標とする産業集積が進んでおります。

一方、昨年のリーマンショック以降、世界的にも景気は大きく後退しており、本県経済の先行きも不透明な状況にあります。しかし、こうした時期こそ、未来を見据えた成長戦略のもと、地域経済の基盤づくりが求められており、インベスト神奈川終了後もこの視点に立って、引き続き積極的な企業誘致に取り組んでまいります。

具体的には、本県の基幹産業である自動車、IT、エレクトロニクス、バイオ産業に加え、新たな成長分野である新エネルギー、ロボット、航空宇宙産業などをターゲットとして取り組み、本県産業の育成を図っていくことが重要であります。

本県は、理工系大学や技術力のある中小企業が集積し、豊富な研究開発人材に恵まれております。そこで、こうした立地優位性を最大限に活用し、研究開発支援やすぐれた人材の確保育成など、成長分野における技術革新を支援する誘致施策を展開してまいります。

また、さがみ縦貫道路沿いの地域は、今後、交通利便性が飛躍的に向上し、新たな産業集積地となる大きなポテンシャルを持っておりますので、産業立地の創出にもしっかりと取り組んでまいります。

県といたしましては、こうした中長期的な視点に立った取り組みを着実に進めることによって、県内外からの投資を促進する環境を整備し、本県産業の持続的な高度化・活性化を実現してまいります。

私からの答弁は以上でございます。

○保健福祉部長（吉川伸治） 保健福祉部関係についてお答えいたします。

「地域医療再生計画」の規模縮小による本県の課題解決の影響と、こうした問題に対する今後の取り組みについてお尋ねをいただきました。

地域医療再生計画につきましては、当初、国からは二つの地域を対象に最大で 125 億円程度の計画を策定することとされたことから、県内を東部と西部に分けまして、東部地域に 100 億円、西部地域で 25 億円規模を想定し、周産期や救急医療、医師確保などの課題解決に向けて計画の策定を進めてまいりました。

こうした中で、10 月に至りまして、国から地域医療再生臨時特例交付金の執行を一部停止し、100 億円を 25 億円程度の計画に見直すよう通知されたことから、東部地域の計画につきましては内容を 25 億円規模に見直しをし、11 月 6 日に国へ提出したところでございます。

東部地域の計画につきましては、当初、周産期医療機能の強化を図るため、公的医療施設の再整備を検討しておりましたので、計画規模の縮小により、再整備に影響が生じたことは大変残念なことと受けとめてございます。

しかし、周産期医療機能の強化に向けた取り組みにつきましてもは極めて重要でございますので、縮小された計画におきましても、分娩取り扱い施設の増加ですとか、新生児のための集中治療室でございますNICUから患者を受け入れる後方支援病床の整備などをしっかり行い、安心してお産のできる神奈川の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後、国の審議を経て二つの計画が採択された場合には、喫緊の課題である周産期や救急などの医療機能の強化や医師確保の取り組みを進めることにより、地域医療の再生を図ってまいります。

以上でございます。

○県土整備部長（斉藤猛夫） さがみ縦貫道路の開通見通しと幹線道路整備の取り組みについてお尋ねがございました。

さがみ縦貫道路は県の南北軸を形成する大変重要な路線であり、インベスト神奈川により沿線に多くの企業が進出するなど、企業の期待も大変大きいことから、着実に整備を進める必要があると認識しております。

まず、さがみ縦貫道路の開通見通しでございますが、今年度末には東名高速道路と接続する海老名ジャンクションから海老名インターチェンジ間の延長約2キロメートルが県内で初めて開通する運びとなりました。

一方、先日、国から知事に平成22年度予算の概算要求の説明がありましたが、（仮称）相模原インターチェンジから都県境までの区間において、平成24年度の開通に必要な予算が計上されておられません。このため、知事から、平成24年度の開通がおくれることのないよう、必要な予算確保を国に強く申し入れたところであります。

さらに、12月2日には、首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会など、県内の道路整備促進の10団体が連携して、国に対し必要な道路予算の確保と整備推進の要望を行いました。

また、県が整備する幹線道路につきましても、自動車専用道路網と一体となって広域的なネットワークを形成するほか、県民の日常生活を支える大切な役割を担っており、早期整備への期待も大きいものがございます。このため、国に対し、必要な予算の確保を積極的に働きかけていくとともに、引き続き整備箇所の選択と集中を徹底し、より効率的・効果的な道路整備に努めてまいります。

以上でございます。

○教育局長（笠原達夫） 教育関係についてお答えいたします。

高校生や高校進学を希望する生徒に対する経済的支援についてお尋ねがございました。

中学3年生が進学に際し、家庭の経済的な事情にかかわらず、安心して進路選択ができるようさまざまな方策を講じていくことが大変重要であると、このように認識をしているところでございます。

そこで、県教育委員会では、今年度から現中学3年生を対象に高校受験前に奨学金の予約ができる新たな制度を導入したところでございまして、現在、既に150人を超える方々からお申し込みをいただいているところでございます。

そうした中、議員からお話ございましたように、授業料の無償化などの国の施策につきましても、高校生のみならず、進学を控える中学生保護者に大変大きな影響がございまして、いまだ制度の中身が明らかになっていない、こういった状況にございます。国におきましても、ぜひとも早急に制度設計を行うとともに、速やかに周知を図っていただきたいと思いますと考えております。

県教育委員会といたしましては、全国の都道府県教育委員会と連携を図りながら、一刻も早く

授業料無償化や給付型奨学金など、高校生に対する経済的支援の制度を明らかにしていただくよう、これまでも国に対して要望活動を行ってまいりましたが、実は、昨日もこの問題も含めて改めて文部科学省に対し、緊急要望を行ったところでございます。

今後とも、引き続き、子供たちが安心して高校生活を送ることができるよう、環境づくりに向けまして関係機関とも連携を図りながら、さまざまな機会をとらえて強く働きかけてまいります。

以上でございます。

○政策部長（黒川雅夫） 22年度の地方税財源の確保に向けた国への働きかけについてのお尋ねでございます。

22年度の地方財政は税収の大幅減収によりまして、財源不足が拡大すると見込まれていることに加えまして、新政権のもとで検討されております政策により、新たな地方負担が生じる可能性もあります。こうした事態に対しましては、国において、地方財政対策をしっかりと講じていただかなければ、地方は全く立ち行かない状況となってしまいます。

そこで、地方交付税の法定率の引き上げや臨時財政対策債を地方交付税に復元することなどにつきまして、全国知事会を初め、八都府県首脳会議や関東知事会などを通じまして、国に対し繰り返し要望を行っているところでございます。

また、特に本県のように、大都市圏の自治体におきましては、税収の落ち込みが激しく、深刻な状況に陥ってございますので、同じ課題を抱えました東京都、大阪府、愛知県と連携をいたしまして、平成20年から国税化をされました地方法人特別税の廃止、そして、その法人事業税への復元などの要望も積極的に行っているところでございます。

さらに、本県単独の取り組みといたしまして、本県財政は県税収入が急激に減収となる一方、介護・措置・医療費や臨時財政対策債の償還が急増し続け、毎年財源不足が拡大していくという極めて深刻な状況にあること、そして、その原因が地方財政制度の欠陥にあることなどを知事を先頭にいたしまして、繰り返し国に説明し訴えているところでございます。

このように、現在、国に対しましては重層的に働きかけを行ってございますが、今後も、引き続き財政運営に支障が生じることがないように、国に強力に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○警察本部長（渡辺 巧） 警察官の増員についてお答えいたします。

平成19年まで減少傾向にありました刑法犯認知件数は平成20年に一時増加しておりまして、本年も10月末現在、ひったくりや自転車盗など、身近な犯罪が増加傾向にあります。また、犯罪、事故などをめぐる情勢が大きく変容しておりまして、グローバル化、組織化、情報化など、世界的な変動に関連した国際テロ、組織犯罪、サイバー犯罪などの対処、社会的弱者であります女性子供を性犯罪から守り、高齢者を振り込め詐欺などから守るための活動など、警察に期待される活動は飛躍的に増大しているところであります。

先日発表されました平成21年度の県民ニーズ調査におきましても、県民が県行政を進めていく上で力を入れて取り組んでほしい分野の第1位に治安対策が挙げられておりました。アンケートに答えた県民の9割以上の方が、犯罪や交通事故がなく、安全で安心して暮らせることが重要と回答しておりまして、県民の治安に対する関心が非常に高いと認識しております。

こうした情勢下におきまして、平成22年には全国植樹祭やAPEC首脳会議が開催されることから、県民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、県警察の総力を挙げた積極的な活動を推進しているところであります。

地域の皆様や行政のご協力によりまして、平成14年には19万件を超えました刑法犯認知件数は、平成19年には約11万3,000件まで減少しました。これには警察官の現場へのシフト、業務組織の見直しなど合理化を通じた警察力の強化を図ったことでもあります。平成13年から本年まで実質1,943名の警察官を増員していただいたことも大きく寄与しているものと認識しております。本年4月1日現在におきまして、本県警察官の負担人口は576名であります。先生ご指摘のとおりでありまして、これは警察刷新会議の緊急提案で、負担人口500名となる程度まで増員を行う必要があるとしていることを踏まえますと、依然として本県の警察官は約2,300名不足している現状にあります。

こうした現状につきまして、警察責務を達成するためには警察官の増員は不可避でありまして、また喫緊の課題であります。財政状況あしき折ではありますが、今後、警察官の増員につきましては、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土井りゅうすけ議員 時間がほとんどありませんので、自席から発言いたします。

まず、知事、慶賀行事の参加について、事前に他の行事に参加する予定があったというようなこともお話ししておりましたけれども、調べたところ、当日、知事は連合の年次大会に出席しております。我々、議場に日の丸を掲げる神奈川県議会議員の一人として、皇室行事、皇室の記念行事よりも連合の年次大会が優先されるということは、大変遺憾なことだということを申し述べておきます。

それから、新年度の予算編成に関する質問に対して、知事からいろいろご答弁いただきました。新年度の予算編成については、国の動向に大きく左右される大変な状況であるということがよくわかりました。それに加えて、陳情窓口の一元化によって、中央各省庁との接触が事実上できないというような事態に陥っているようでありまして、予算編成上必要な情報をいち早くとらねばならないこの時期に、待ちの姿勢に終始せざるを得ない状況、これはまさに異常だと思います。

そこで、こうした状況を打破するためにも、私たちは自民党県議団として、国として、直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書、これを今議会に提出する予定にしております。神奈川県、大変なピンチを迎えています。どうか、この意見書についても、今こそ民主党・かながわクラブの皆さんも、ぜひこの対案などを出すことなく、みんなで出そうぜということを申し上げておきます。

その他のことについては、それぞれ所管常任委員会や特別委員会での議論にゆだね、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。